

信用保証のご案内

Credit Guarantee Corporation of OKAYAMA-Ken

2019年4月現在



ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストします



OKAYAMA GUARANTEE
岡山県信用保証協会
<http://okayama-cgc.or.jp/>



経営理念

私たち岡山県信用保証協会は、中小企業者の皆さまとともに歩み、未来への可能性と創造力を積極的に支援し、地域社会の発展に貢献いたします。

業務運営方針

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」を受け、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を業務の柱の一つとして取り組むための組織体制を整備し、金融機関や商工会、商工会議所及び岡山県産業振興財団等の中小企業支援機関との連携・協力のもと、金融支援に加えきめ細かな経営支援・事業再生支援・創業支援等に積極的に取り組みます。

こうした取組により、中小企業・小規模事業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

内部統制面においては、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理体制等の充実・強化を行い、高い透明性と健全性を確保します。また、激変している社会・経済環境、協会を取り巻く環境に適時・的確に対応するための人材育成にもより一層注力します。

これらを総合的に実施し、顧客サービスをより一層向上させ、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」の実現を図ります。



さにまるくん

Contents

1	信用保証協会の役割	1
2	信用保証制度のしくみ	1
3	信用保証ご利用のメリット	1
4	信用保証のご利用について	2
5	保証の内容	6
6	責任共有制度	7
7	信用保証料	8
8	信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）	10
9	個人情報の取扱いについて	11
10	保証の申込み	11
11	主な協会制度	14
12	経営安定関連（セーフティネット）保証	26
13	事業承継に関する制度	28
14	創業支援に関する保証制度	34
15	経営支援・再生支援に関する保証制度	36
16	NPO 法人の保証利用について	38
17	信用保証料率・割引一覧（抜粋）	40
18	保証限度一覧	42
19	その他の保証制度	45
	事業所及び担当区域のご案内	裏表紙

1 信用保証協会の役割

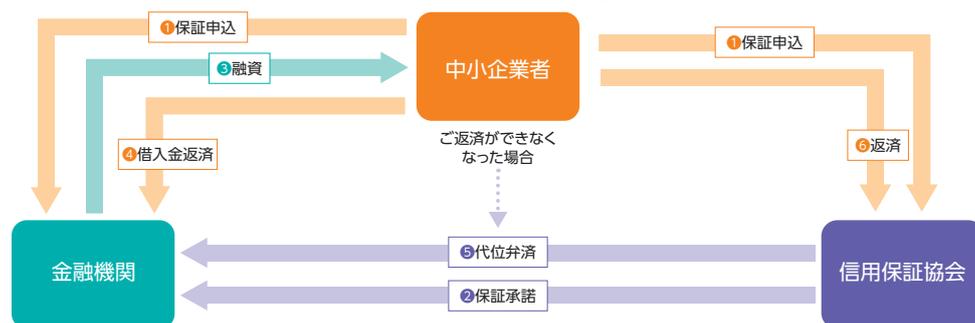
岡山県信用保証協会（以下「協会」という。）は、信用保証協会法に基づいて設立された公的な保証機関で、県、市町村、金融機関などの出せん金・金融機関等負担金を基金として、信用保証業務を行うことで、中小企業者等の金融の円滑化を図り、その健全な発展を支援し、ひいては地域経済の発展に役立つことを目的としています。

すなわち、事業経営に真剣に取り組み、自らの力で企業の発展に努力している中小企業者等が事業資金を必要とする場合、協会がその企業の保証人となることによって、金融機関からの借入を容易にすることをねらいとしています。

また、中小企業者等を金融支援と経営支援の両面からサポートすることで、経営基盤の強化に寄与しています。

2 信用保証制度のしくみ

信用保証制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者が当事者であり、図示すると以下のようになります。



- ①保証申込
中小企業者は、原則として金融機関を経由して保証申込みをします。
- ②保証承諾
信用保証協会は、申込みのあった中小企業者の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関に連絡します。
- ③融資
保証承諾の通知を受けた金融機関は中小企業者に資金を融資します。
このとき中小企業者には金利とは別に信用保証料をお支払いいただけます。
- ④借入金返済
中小企業者は借入契約に従って、借入金を金融機関に返済します。
- ⑤代位弁済
中小企業者が何らかの事情でご返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって、金融機関に借入金の残債務を返済します。
- ⑥返済
その後、中小企業者には借入金の残債務を返済していただけます。

3 信用保証ご利用のメリット

信用保証をご利用になりますと、次のような大きなメリットがあります。

金融機関からの借入が容易になります。

- 金融機関にとって債権が保全されているため、融資の弾力性を図ることができます。
- 金融機関との取引の浅い方、あるいは、初めての方でも協会の信用保証でスムーズに融資が受けられます。

信用保証協会の保証により有利な条件で借入ができます。

- 国、県、市、町の低利な融資制度、その他にも金融機関のご協力により借入金利が優遇されています。

借入枠が確保できます。

- 当座貸越、カードローン、根保証等は、枠内での反復借入れ・返済が自由にできます。

担保設定に優遇措置があります。

- 協会へ担保を差し入れていただく場合は、登録免許税の税率1,000分の4が1,000分の1.5（2021年3月31日まで）に軽減されます。

信用保証料は損金として処理できます。

- 信用保証料は、税法上費用として認められていますので、損金として扱うことができます。

無料で経営の相談・診断に応じております。

- ご希望の方には、中小企業診断士等がアドバイスいたします。

公的な保証機関である信用保証協会を利用することにより、対外的信用が広がります。

- 保証債務残高 約2,753億円、県下約1万6千業者にご利用いただいております。（2019年（平成31年）2月末現在）

4 信用保証のご利用について

ご利用いただける方

1 所在地及び業歴

● 個人の場合

岡山県内に住居又は事業所を有し事業を行っている方（一定の要件を完備した創業者を含む。）が対象になります。

※住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

● 法人の場合

本店の所在地や支店登記・支配人登記の有無にかかわらず岡山県内において事業を行っている方が対象になります。

※法人の本店が単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合は、保証の対象となりません。

- (注) 1. 住民登録上の住所・本店の所在地と住居・事業所などが異なる場合、協会が取り扱う申込人の住所は、本店・住民票上の住所となります。
 2. 外国人及び外国人が経営する会社の場合は、事業経営者が法律上本邦において事業活動の制限を受けていないことが必要となります。
 3. 保証制度によっては、所在地の資格要件が異なる場合や一定の業歴要件が必要となる場合があります。

2 規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者で、常時使用する従業員数又は資本金（出資金）のいずれかが次表に該当する方が対象となります。特定非営利活動法人（以下、NPO 法人という。）については、資本金がないため従業員に関する規制のみになります。NPO 法人については次表と一部異なりますので、個別にご照会ください。

業 種	資 本 金 (出資金)	常時使用する 従 業 員 数	業 種	資 本 金 (出資金)	常時使用する 従 業 員 数
鉱 業	3億円以下	300人以下	ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
製 造 業 等 (建設業・運送業を含む。)	3億円以下	300人以下	ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
小 売 業 (飲食店を含む。)	5,000万円以下	50人以下	旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下			
医業を主たる事業とする そ の 他 法 人	—	300人以下			

- (注) 1. 常時使用する従業員数には個人事業主と生計を共にする三親等以内の親族及び臨時的従業員は含まれません。ただし、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い関係にある場合は含まれます。法人にあっては、当該法人の役員は含まれません。
 2. 兼業の場合、資本金・従業員数規制は主たる業種によりますが、この場合の従業員数は当該企業全体のものをいいます。
 3. 資本の額が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、常時使用する従業員数を確認できる資料として「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）」等が必要です。
 4. 土業を規定する法律に基づく法人は会社に含まれます。
 5. 「医業を主たる事業とする法人」の医業とは、病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業及び介護老人保健施設が該当するものとして取り扱っています。
 6. 組合の場合は次表のとおりです。出資の総額及び従業員数についての規制はありませんが、転貸する場合は転貸先も中小企業者の資格を有するものでなければ対象となりません。

【対象組合等一覧】

組 合 名	要 件
中小企業等 協 同 組 合	保証対象業種を営む方又は構成員の3分の2以上が保証対象業種を営む方
事業協同組合	
事業協同小組合	
協同組合連合会	
企 業 組 合	
農業協同組合（同連合会）	
水産業協同組合	
森林組合（同連合会）	
生産森林組合	
消費生活協同組合（同連合会）	
商店街振興組合（同連合会）	保証対象業種を営む方
協業組合	
商工組合（同連合会）	保証対象業種を営む方又は構成員が保証対象業種を営む方
生活衛生同業組合（同連合会） 生活衛生同業小組合	直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業1億円）以下の資本金である法人又は常時50人（卸売業又はサービス業100人）以下の従業員を使用する方で、保証対象業種を営む方又は構成員が保証対象業種を営む方
酒造組合（同連合会・同中央会）	直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人又は常時300人以下の従業員を使用する方
酒販組合（同連合会・同中央会）	直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業1億円）以下の資本金である法人又は常時50人（酒類卸売業100人）以下の従業員を使用する方
内航海運組合（同連合会）	直接又は間接の構成員たる内航海運業者の3分の2以上が3億円以下の資本金である法人又は常時300人以下の従業員を使用する方

3 業 種

●保証の対象となる業種

中小企業信用保険法施行令で定められている業種を基本としていますので、日本標準産業分類とは異なる場合がありますが、商工業のほとんどの業種が対象となります。

【保証対象業種一覧】

製造業	鉱業	サービス業
食料品製造業	鉱業	その他の運輸サービス業
繊維工業	土石採取業	その他の事業サービス業
木材・木製品製造業	建設業	獣医業
家具・装備品製造業	物品販売業	学習塾、教養・技能教授業
パルプ・紙・紙加工品製造業	卸売業	その他の専門サービス業
印刷業	小売業	医業
出版業	飲食店	歯科医業
製版・製本業	運送倉庫業	その他の医療保健衛生業
化学工業	運送業	廃棄物処理業
石油・石炭製品製造業	貨物運送取扱事業	学校教育
ゴム製品製造業	倉庫業	その他の教育、学習支援業
プラスチック製品製造業	サービス業	加工・修理業
なめし革・同製品・毛皮製造業	物品賃貸業	鶏卵ふ化業
窯業・土石製品製造業	宿泊業	園芸サービス業
一般機械器具製造業	洗濯・洗張・染物業	その他のサービス業
電気機械器具製造業	理容業	放送業
車輜工業	美容業	社会保険・社会福祉・介護事業
船舶工業	浴場業	その他の技術サービス業
鉄鋼業	物品預り・駐車場業	職業紹介・労働者派遣業
その他の製造業	その他の生活関連サービス業	不動産業
ソフトウェア業	映画館	その他の産業
情報処理サービス業	娯楽業	電気・ガス・熱供給・水道業
農林漁業	広告業	保険媒介代理業
木材伐出業	情報通信サービス業	郵便業
農林関係製造業	運送取扱業	通信業
	旅行業	インターネット附随サービス業

●保証の対象とならない主な業種例

農・林・漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、性風俗関連特殊営業（モーター、ラブホテル、アダルトショップ等）、遊興娯楽業（パチンコ店等）、宗教・政治・経済・文化団体等があります。

4 許認可等

保証の対象となる業種のうち、許認可・登録・届出等を必要とする業種については、許認可等を受けていることが必要です。この場合、原則として経営者（申込人）と許認可等の名義は、同一人でなければなりません。

なお、許認可業種と非許認可業種を兼業している場合で、資金使途が非許認可業種に係る場合であっても、許認可業種において許認可を受けていることを要します。

【許認可等を必要とする主な業種】

業 種	営業の要件	根 拠 法	有効期限
食 料 品 製 造 業	知事（保健所長）の許可	食品衛生法（第52条）（注1）	5年を下らない期間
食 料 品 販 売 業	知事（保健所長）の許可	食品衛生法（第52条）（注1）	5年を下らない期間
飲 食 店、 喫 茶 店	知事（保健所長）の許可	食品衛生法（第52条）（注1）	5年を下らない期間
建 設 業	国土交通大臣又は知事の許可	建設業法（第3条）	5年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣の許可	道路運送法（第4条、第8条）	一般貸切旅客自動車運送業は5年（注2）
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣の許可	道路運送法（第43条）	—
自家用有償旅客運送事業	国土交通大臣の登録	道路運送法（第79条）	2年 （更新時2年又は3年）
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法（第3条）	—
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣の許可	貨物自動車運送事業法（第35条）	—
旅 館 業	知事（保健所長）の許可	旅館業法（第3条）	—
古 物 営 業	公安委員会の許可	古物営業法（第3条）	—
薬 局	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第4条）	6年
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造販売業（輸入販売を含む。）	厚生労働大臣又は知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第12条）	5年又は6年（注3）
医薬品（体外診断用医薬品を除く）・医薬部外品・化粧品製造業	厚生労働大臣又は知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第13条）	5年又は6年（注4）
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣又は知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2）	5年
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣の登録	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の2の3）	5年
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣又は知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の20）	5年
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第23条の22）	5年
医 薬 品 販 売 業	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第24条）	6年
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業及び貸与業（注5）	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第39条）	6年
医 療 機 器 修 理 業	厚生労働大臣又は知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の2）	5年
再生医療等製品販売業	知事の許可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第40条の5）	6年
一 般 廃 棄 物 処 理 業	市町村長の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条）	2年
産 業 廃 棄 物 処 理 業	知事の許可 （岡山市・倉敷市においては市長）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条）	5年 （更新時5年又は7年（注6））
特別管理産業廃棄物処理業	知事の許可 （岡山市・倉敷市においては市長）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第14条の4）	5年 （更新時5年又は7年（注6））

業種	営業の要件	根拠法	有効期限
有料職業紹介事業	厚生労働大臣の許可	職業安定法（第30条）	3年（更新時5年）
病院、診療所、助産所	知事の許可又は届出	医療法（第7条）（注1）	—
宅地建物取引業	国土交通大臣又は知事の免許	宅地建物取引業法（第3条）	5年
酒類製造業	税務署長の免許	酒税法（第7条）	—
酒母・もろみ製造業	税務署長の免許	酒税法（第8条）	—
酒類販売業	税務署長の免許	酒税法（第9条）	—
第1種高圧ガス製造業	知事の許可	高圧ガス保安法（第5条）	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣又は知事の登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（第3条）	—
労働者派遣事業	厚生労働大臣の許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第5条）	3年（更新時5年）
家畜商	知事の免許	家畜商法（第3条）	—
浄化槽清掃業	市町村長の許可	浄化槽法（第35条）	期限を付すことができる（概ね2年）
興行場	知事（保健所長）の許可	興行場法（第2条）	—
浴場業	知事（保健所長）の許可	公衆浴場法（第2条）	—
測量業	国土交通大臣の登録	測量法（第55条）	5年
砂利採取業	知事の登録	砂利採取法（第3条）	—
採石業	知事の登録	採石法（第32条）	—
建築士事務所	知事の登録	建築士法（第23条）	5年
電気工事業	経済産業大臣又は知事の登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（第3条）	5年
自動車分解整備事業	地方運輸局長の認証	道路運送車両法（第78条）	—
揮発油販売業	経済産業大臣の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第3条）	—
揮発油特定加工業	経済産業大臣の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の2）	—
軽油特定加工業	経済産業大臣の登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律（第12条の9）	—
住宅宿泊事業	知事（保健所長）の届出	住宅宿泊事業法（第3条）（注1）	—

（注1） 食品衛生法、医療法、住宅宿泊事業法の適用業種において、保健所を設置する市にあっては、市長の許可となる場合もあります。

（注2） 2017年（平成29年）4月1日時点で一般貸切旅客自動車運送業の許可を有しているものにおいて、許可の取得年月日に応じて今後更新が必要になります。

（注3） 医薬品（体外診断用医薬品を除く）製造販売業のうち、薬局製造販売医薬品を製造販売する許可については、有効期限は6年です。

（注4） 医薬品（体外診断用医薬品を除く）製造業のうち、薬局製造販売医薬品を製造する許可については、有効期限は6年です。

（注5） 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行うものをいいます。

（注6） 産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けたものであって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。

※ 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の輸入販売は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上「製造販売」の扱いとなります（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第13項）。

したがって、輸入化粧品の販売は許可が必要となります。

※ その他の業種についても、必要に応じ提出していただくことがあります。

5 保証対象企業の特例

保証制度により、一般社団法人、一般財団法人、特定会社、認定支援機関（商工会等）等が対象になる場合がありますので、個別のケースについては当協会にお問合せください。

保証のご利用が困難な方

申込人としての形式的な要件は整っていても、次のいずれかに該当する場合は保証できかねます。

① 協会（他協会を含む。）の代位弁済による求償債務を負担している主債務者

※ 求償権消滅保証の対象となる場合を除く。

② 原則として協会（他協会を含む。）の代位弁済による求償債務の保証人となっている場合

- ③銀行取引停止処分中（電子記録債権の取引停止処分中を含む。）又は一回目の不渡（電子記録債権の支払不能処分を含む。）発生後6か月以内の場合
- ④破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的整理手続中の場合（それぞれ申立中の場合を含む。）
※事業再生保証（DIP保証）の対象となる場合を除く。
- ⑤現に保証を受けている債務につき延滞中の場合（信用保証料の未納の場合を含む。）
- ⑥刑事上の訴追を受けている場合（執行猶予期間中を含む。）
- ⑦信用を供与することが不適当な事由のある場合（反社会的勢力（注）、休眠会社等）
- ⑧前各号に掲げる者の夫婦、同居家族、共同経営者の関係にある者等で、協会が合算企業として認定した場合
- ⑨前各号に掲げる者が代表者である法人又は構成員の1/3以上を占める組合等
- ⑩前回保証資金が合理的理由なく使途目的以外に流用されていた場合
- ⑪申込みに際し金融斡旋屋等の第三者が介入する場合
- ⑫税金、社会保険料等を滞納し、完納の見通しが立たない場合

（注）反社会的勢力とは、「暴力団」、「暴力団員」、「暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者」、「暴力団準構成員」、「暴力団関係企業」及び「総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等」並びにそれらに準ずるものをいいます。
また、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関し、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害する行為並びにそれらに準ずる行為を行うものをいいます。

5 保証の内容

1 資金使途

資金使途は、事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。

※事業資金以外の生活資金、住宅資金、投機資金等は対象となりません。

※金融機関の既存債権（代理貸付を含む。）の返済に充てるための資金（旧債振替）は対象となりません。（協会が特別の事情があると認め、これを承諾した場合は、この限りではありません。）

2 保証金額の最高限度

個人・法人	2億8,000万円以内（普通保険及び無担保保険に係る保証の合計）
組 合	4億8,000万円以内（普通保険及び無担保保険に係る保証の合計）

※国の施策による特別の資金を対象とした別枠制度（特例保険制度）も設けられています。

※他協会で保証の利用がある場合は合算した額が限度額以内であることが必要です。

※保証の種類ごとの限度額についてはそれぞれの定めによります。詳細は42～44ページをご覧ください。

3 保証期間

保証制度により異なりますが、20年以内です。（保証期間は当座貸越根保証等を除き、貸付日から起算して応答日の前日までです。）

4 返済方法

一括返済又は分割返済とします。

※元利均等返済にあつては、事前に必要事項の届出をしていただいた金融機関に限ります。

5 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とします。

- ①実質的な経営者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②本人又は法人代表者に健康上の理由がある場合に、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、積極的に連帯保証の申し出がある当該事業の協力者や支援者（支援姿勢を証する書面の提出が必要です。）が連帯保証人となる場合

（注）1. 組合の場合は、原則として代表理事を連帯保証人としますが、個々の組合の実情に応じ、他の理事も連帯保証人とします。

なお、転貸資金については、代表理事の他、転貸先組合員（又は組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

2. 各制度要綱で定められている場合は、その定めによります。

3. 代表者交代（事業承継）時における既往の信用保証付融資は原則として新代表者と旧代表者の両方を連帯保証人としない（「二重取り」をしない）取扱いとします。

6 責任共有制度

2007年（平成19年）10月1日保証申込受付分から、「責任共有制度」が導入されました。

責任共有制度とは、協会の保証付き融資について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。

1 制度概要

責任共有制度には「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関の取扱いはそのいずれかになります。金融機関の負担割合は、いずれの方式であっても20%相当となります。

●負担金方式

（保証時点）



（代位弁済時点）



保証割合は100%ですが、信用保証の利用状況（保証債務残高及び代位弁済金額等）に応じて算出した金額を責任共有負担金として金融機関に負担していただきます。

●部分保証方式

（保証時点）



（代位弁済時点）



個別融資金額の80%を協会が保証する方式（割合保証）です。

（注）責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度（特定社債保証、流動資産担保融資保証、事業再生円滑化関連保証（特別小口保険を付した場合を除く。）、特定信用状関連保証）については、金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証（保証割合80%）となります。また、特定支払契約保証についても部分保証（原則として保証割合70%）となります。

2 責任共有制度の対象

原則として全ての保証が責任共有制度の対象となりますが、金融機関ではリスクをとることが困難と予想される中小企業者に対する影響緩和措置として、次の保証については責任共有制度の対象から除かれています。

対象外となる主な保証制度	小口零細企業保証（地方公共団体の同種の保証制度を含む。）
	特別小口保険に係る保証（NPO 法人を除く）
	経営安定関連特例保険（セーフティネット）1号～4号、6号に係る保証
	災害関係特例保険に係る保証
	創業関連特例保険及び創業等関連特例保険に係る保証
	事業再生保険に係る保証
	求償権消滅保証
	中堅企業特別保証
	東日本大震災復興緊急保証
	危機関連保証

7 信用保証料

信用保証料は、ご利用になる保証制度、保証金額、期間、返済方法に応じ、所定の料率、方法により計算されます。
 なお、調査料、相談料、用紙代などは一切いただいておりません。

1 信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の皆さまの経営状況に応じ、9区分の料率体系となっております。

なお、2007年（平成19年）10月1日から責任共有制度が導入され、「責任共有制度の対象となる場合」と「責任共有制度の対象とならない場合」の2つの信用保証料率体系が定められております。「小口零細企業保証制度」等の一部の保証制度を除いて、ほとんどの保証制度が責任共有制度の対象になります。

このほかにも、特定の目的や資金使途の場合、信用保証料率が低く設定されている保証制度（経営安定関連（セーフティネット）保証等）もございます。

2 信用保証料率一覧

(単位：%)

責任共有制度の対象となる場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
主な協会制度	基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証料率（注）	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
	「いぶき」保証料率	1.52	1.40	1.16	1.01	0.86	0.76	0.60	0.45	0.34
	「経営力強化保証」保証料率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45

(注) 手形割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越・財務型無保証人当座貸越・事業者カードローン根保証、スモールカードローン根保証

(単位：%)

責任共有制度の対象とならない場合		信用保証料率区分								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
主な協会制度	基準保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証料率（注）	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
	「経営力強化保証」保証料率	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50

(注) 手形割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越・財務型無保証人当座貸越・事業者カードローン根保証、スモールカードローン根保証

3 信用保証料率の割引

次に掲げる要件に該当した場合は、前記の信用保証料率から一定の割引を行います。

割引が適用される制度については、40、41ページの信用保証料率・割引一覧（抜粋）をご参照ください。

種類	割引率	対象
有担保割引	▲0.1%	有担保保証の場合で一定の割引を行うこととしている場合 ※保証の種類によっては、有担保による割引の対象外となることがあります。 例えば経営安定関連（セーフティネット）保証の場合には、有担保割引はありません。
中小企業 会計割引	▲0.1%	会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合
環境配慮型融資・ 特定社債割引	▲0.1%	金融機関が取り扱う環境配慮型融資・特定社債（当協会が適当と認めたもの）の保証を受ける場合

2020年3月31日までの保証申込受付分が対象となる割引

種 類	割 引 率	対 象
設 備 資 金 割 引	▲0.2%	資金使途が設備資金にかかる保証の場合 ※小規模企業資金割引、創業資金割引、おかやま創生割引、豪雨復旧支援割引、事業承継支援割引は本割引に含まれます。
小規模企業資金割引	▲0.2%	主に小規模企業者を融資対象とした「岡山県小規模企業支援資金（一般・小口零細）」及び各「市・町小口資金」を利用して保証を受ける場合 ※設備資金割引、おかやま創生割引、豪雨復旧支援割引、事業承継支援割引は本割引に含まれます。 ※経営安定関連(セーフティネット)保証など一部割引の対象とならない場合があります。
創 業 資 金 割 引	▲0.2%	創業者を対象とする融資制度を利用して保証を受ける場合 ※設備資金割引、おかやま創生割引、豪雨復旧支援割引、事業承継支援割引は本割引に含まれます。
おかやま創生割引	▲0.2%	子育て支援等に積極的に取り組んでいる企業が以下の認定等を取得した上で保証を受ける場合 ただし、当割引に関する融資金額は合計5,000万円以内。 ①「おかやま子育て応援宣言企業」（所轄：岡山県） ②「くるみん認定」（所轄：厚生労働省） ③「女性の活躍推進宣言」（所轄：厚生労働省） ④（一社）せとうち観光推進機構の推薦（「ぐるり瀬戸内活性化保証」を利用するものに限る。） ※設備資金割引・小規模企業資金割引・創業資金割引、豪雨復旧支援割引、事業承継支援割引は本割引に含まれます。
豪雨復旧支援割引	▲0.2%	①岡山県中小企業支援資金融資制度のうち危機対策資金（セーフティネット保証4号（平成30年7月豪雨）の認定を受けたものと、知事特認に該当するもの） ②災害関係特例（平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害）を利用する場合 ③岡山市制度「経営安定資金融資」（平成30年7月豪雨に関する申し込みであり、岡山市融資制度要綱第18条第2項（2）「災害救助法の適用を受けた災害」に該当するものに限る） ④倉敷市緊急融資制度（平成30年7月豪雨関連の4制度）を利用する場合 ・倉敷市小口資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市小口零細企業資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市特別小口資金（平成30年7月豪雨） ・倉敷市企業安定資金（平成30年7月豪雨） ※設備資金割引、小規模企業資金割引、創業資金割引、おかやま創生割引、事業承継支援割引は本割引に含まれます。
事業承継支援割引	▲0.2%	①経営承継関連保証を利用する場合 ②特定経営承継関連保証を利用する場合 ③経営承継準備関連保証を利用する場合 ④特定経営承継準備関連保証を利用する場合 ⑤事業承継サポート保証を利用する場合 ⑥岡山県制度「事業承継対策資金」を利用する場合 ※設備資金割引、小規模企業資金割引、創業資金割引、おかやま創生割引、豪雨復旧支援割引は本割引に含まれます。

※割引制度には、併用できないものがあります。

4 信用保証料の計算

●一括返済の場合

信用保証料＝保証金額×信用保証料率×保証期間（月）÷12

計算例①：保証金額1,000万円、保証期間1年、信用保証料率1.15%の場合

信用保証料＝1,000万円×1.15%×12か月÷12＝115,000円

●分割の場合

信用保証料＝保証金額×信用保証料率×保証期間（月）÷12×回数別係数

計算例②：保証金額1,000万円、保証期間5年（回数別係数0.55）、信用保証料率1.15%の場合

信用保証料＝1,000万円×1.15%×60か月÷12×0.55＝316,250円

●回数別係数

返済回数	係数
6回以下	0.70
12回以下	0.65
24回以下	0.60
24回超	0.55

※据置期間、据置金額のある場合は計算式が異なります。

5 信用保証料のお支払方法

●一括払いの場合

融資実行時に金融機関にて全期間分を一括でお支払いいただきます。

●分割払いの場合

保証期間が2年を超える保証の場合には、信用保証料の分割払い（年払い）を選択していただくことが可能です。

分割回数及び全期間分の信用保証料に対する各回の割合は、下表のとおり保証期間に応じたものとなります。

分割払いを希望される場合には、「信用保証委託申込書」の「保証料分納希望」の欄の「2有」を選択してください。

保証期間	回数	初回 (借入時)	2回目 (1年後)	3回目 (2年後)	4回目 (3年後)	5回目 (4年後)	6回目 (5年後)	7回目 (6年後)	8回目 (7年後)	9回目 (8年後)
2年超4年以下	2回	75%	25%	—	—	—	—	—	—	—
4年超6年以下	3回	60%	30%	10%	—	—	—	—	—	—
6年超8年以下	4回	45%	35%	15%	5%	—	—	—	—	—
8年超10年以下	5回	35%	30%	20%	10%	5%	—	—	—	—
10年超12年以下	6回	30%	20%	20%	15%	10%	5%	—	—	—
12年超14年以下	7回	25%	20%	20%	15%	10%	5%	5%	—	—
14年超16年以下	8回	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%	5%	—
16年超	9回	20%	20%	15%	15%	10%	5%	5%	5%	5%

計算例③：全期間分信用保証料が、計算例②の316,250円の場合、各回にお支払いいただく金額は次のようになります。

初回（借入時）	2回目（1年後）	3回目（2年後）
189,750円	94,875円	31,625円

※2回目以降のお支払いについては、納付期日までにご本人及び金融機関にご通知いたしますので、金融機関からご送金ください。

※特定社債保証制度及び金融機関と協会との提携保証「はばたき」「かがやき」については、分割払いのお取扱いはできません。

8 信用保証協会団体信用生命保険制度（保証協会団信）

1 制度の内容

保証協会団信とは、保証付き融資を受けられた中小企業者の方が、死亡又は高度障害といった不測の事態に陥ったときに保険会社から支払われる保険金で当該保証付き債務を返済し、事業の維持安定と残されたご家族の安心を図ることを目的とした制度です。なお、保証協会団信加入と信用保証の諾否とは全く関係ありません。

2 ご加入いただける方

ご加入いただけるのは、以下の（1）、（2）のいずれにも該当し、生命保険会社から保証協会団信の被保険者となることの承諾を得られる方となります。

（1）協会の保証付き融資を受ける中小企業者

ただし、融資金額100万円以上1億円以下で、期間1年以上の証書貸付の分割返済に限りです。

（2）次のいずれかに該当し、加入申込日（告知日）現在満20歳以上満71歳未満の方

①個人事業主ご本人

②中小企業基本法第2条第1項または信用保証協会法第20条第4項に定める「中小企業者」に該当する法人の業務執行について代表権を有する者であって、保証付き融資の連帯保証人

（注）申込時に告知いただいた内容が事実と相違していた場合、又は事実を告知されなかった場合には保険金が支払われないことがあります。また、長期にわたり延滞していた場合等の利息の一部及び連帯保証人等の代位弁済部分は弁済されない場合があります。

3 ご連絡先

問い合わせ先	一般社団法人全国信用保証協会連合会 (団信担当)	TEL 03-6823-1203 TEL 0120-966-023(通話料無料)
	日本生命保険相互会社 (法人サービスセンター)	TEL 0120-56-3928(通話料無料)
資料請求先	日本生命保険相互会社 (公務第二部)	TEL 03-5533-5677

9 個人情報の取扱いについて

2005年（平成17年）4月1日より「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。これに伴い、当協会も同法を遵守し、個人情報について更に適切な取扱いをいたします。当協会では、個人情報保護宣言を行い、個人データの安全管理に係る基本方針を示し、個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内を当協会のホームページに掲載しております。また、当協会各部署の窓口にも備え置いておりますのでご覧ください。

ご連絡先

問い合わせ先	岡山県信用保証協会 総務企画部 総務課	TEL 086-243-1121
ホームページ	http://okayama-cgc.or.jp/	

10 保証の申込み

1 保証の申込方法

信用保証委託申込書は、申込人が記入し、必要な申込書類を添付のうえ、原則として金融機関経由で協会へ提出してください。申込人が直接協会に申し込むか、地方公共団体、商工会議所又は商工会を経由して申し込むこともできますが、その場合も併せて借入希望金融機関への申込手続が必要です。金融機関は、信用保証依頼書を記入のうえ、協会へ提出してください。

2 申込書類

保証の申込みに際して必要な書類は次のとおりです。

なお、下記のほか融資制度ごとに必要な資料や、その他追加資料を提出していただくことがあります。

（注）ご提出いただく書類にマイナンバーの記載がないことをご確認ください。

【通常申込時に必要な基本書類】

●保証申込みの都度、毎回ご提出いただく書類

書類名	注意事項
信用保証委託申込書	
保証人等明細	原則として申込人が作成してください。
申込人（企業）概要	
信用保証委託契約書	日付欄には記入日を記載していただき、印鑑登録されている実印を押印してください。
信用保証依頼書	金融機関にて作成してください。
個人情報の取扱いに関する同意書	保証申込人の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等の個人）からそれぞれ必要です。
商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 定款（写し）	当協会新規利用の場合、謄本は履歴事項全部証明書をお願いします。
印鑑証明書	申込人（法人・個人）及び連帯保証人について、3か月以内に発行されたものが各1通必要となります。

●NPO法人の場合、必要になる書類

書類名	注意事項
事業報告書	同一報告期に提出している場合には不要です。
計算書類（活動計算書及び貸借対照表） 財産目録	原則として直近3期分が必要になります。 前回までのご利用時に提出済みの場合や、報告期末到来の場合には不要です。
年間役員名簿	同一報告期に提出している場合には不要です。
社員のうち10名以上の者の氏名及び住所を記載した書面	法律上社員10名以上が必要であるため、確認が必要になります。

●その他の書類

書類名	注意事項
確定申告書（写し） 決算書	原則として直近3期分（法人事業概況説明書を含む申告書一式、原則として税務署受付印のあるもの）が必要となります。 前回までの利用時に提出済みの場合や、申告時期未到来の場合には不要です。 必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただくことがあります。 ※電子申告の場合は、受信通知を印刷したものを添付してください。
残高試算表	原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。

【必要に応じてご提出いただく書類】

書類名	注意事項
納税証明書	【法人の場合】原則として法人税又は事業税の証明書の原本が必要となります。 【個人の場合】原則として所得税又は事業税の証明書の原本が必要となります。 ※どちらの証明書も添付できない場合には、住民税（区市町村民税）の証明書の原本が必要となります。 ※同一納付期間の申込みで、前回までの利用時に提出済みの場合は不要です。 ※融資制度等により別の種類の納税証明書が必要になることがあります。
許認可証等（写し）	事業上必要な許認可証等（主たる事業の本母店の一店舗）の写しが必要となります。 ※資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しが必要となります。 ※既に提出済みで、その許認可等が有効期限内である場合には不要です。
従業員数確認資料	従業員数の確認のために下記の（1）（2）いずれかが必要となることがあります。 （1）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写し） （2）日本年金機構等公的機関による証明書 ※詳細は後記「従業員数の確認書類が必要な場合にご提出いただく書類」の欄をご参照ください。
住民票	申込人、法人にあっては代表者（初めての保証申込みの場合又は変動のあった場合）分が必要となります。
組合員名簿	組合の申込みの場合に必要となります。 （組合員個々の出資額、業種、資本金及び従業員数等の記載のあるもの）
固定資産評価証明書	申込人、連帯保証人分が必要となります。
所得証明書等	申込人（開業・創業資金の場合等）、連帯保証人分が必要となります。
認定書又は証明書等	認定又は証明等を必要とする融資制度の場合に必要となります。
資金繰表	必要に応じご提出いただきます。
受注工事明細表	建設業の場合に必要となります。
店舗等賃借契約書の写し	必要に応じご提出いただきます。
宣誓書（風俗営業様式）	飲食店の場合（食事の提供を主とするものを除きます。）に必要となります。
宣誓書（土地売買業様式）	土地売買業の場合に必要となります。

【従業員数の確認書類が必要な場合にご提出いただく書類】

中小企業者としての資本金を超えている会社で、かつ常時使用する従業員数が次の範囲の場合は、確認書類の提出が必要です。

業 種	資 本 金 (出 資 金)	常時使用する従業員数
鉱 業	3億円超	270人超～300人以下
製 造 業 等 (建設業・運送業を含む。)	3億円超	270人超～300人以下
卸 売 業	1億円超	90人超～100人以下
小 売 業 (飲食店を含む。)	5,000万円超	45人超～50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円超	90人超～100人以下
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自転車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円超	810人超～900人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3億円超	270人超～300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円超	270人超～300人以下
旅 館 業	5,000万円超	180人超～200人以下

従業員数の確認書類として、原則として次の①、②いずれかが必要となります。

①労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写し）

※申告書に記載された「雇用保険被保険者数」によります。

②日本年金機構等公的機関による証明書

※この書類が提出できない場合は、次のいずれかの書類（写し）をご提出ください。

- (ア)「法人の事業概況説明書」
- (イ)「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表」
- (ウ)「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」
- (エ)「貸金台帳」

3 様式のダウンロード

各種様式が必要な方は、金融機関もしくは当協会担当部署へお問い合わせください。

なお、様式の一部は当協会の金融機関専用ページに掲載しておりますので、ご利用ください。

当協会のホームページ	URL
トップページ	http://www.okayama-cgc.or.jp/
金融機関専用ページ（注）	http://www.okayama-cgc.or.jp/kinyukikan/

（注）金融機関専用ページをご利用いただくには、専用ID・パスワードが必要になります。

（ログイン方法については、各金融機関本店もしくは岡山支店等にお知らせしております。）

11 主な協会制度

取扱金融機関

当協会の保証により貸付けを行う金融機関は、協会と約定書を取り交わした銀行・信用金庫・信用金庫連合会・労働金庫・労働金庫連合会・信用協同組合・信用協同組合連合会・農業協同組合・農業協同組合連合会・漁業協同組合・漁業協同組合連合会・農林中央金庫・商工組合中央金庫・日本政策投資銀行・保険会社及び信託会社です。

- (注) 1. 代理貸付の保証については、協会との間で代理貸付に関する覚書を締結している金融機関であること
2. 特定社債保証、提携保証等の取扱金融機関については、覚書締結金融機関であること

融 資 利 率

融資利率は取扱金融機関の貸付利率によります。特定社債保証の場合は発行体所定の利率となります。

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
普通保証 (普通) (BK)	事業経営に必要な 運転資金（手形割引を 含む）・設備資金	● 県内に住居、事業所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者 又は組合	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
提携保証 「はばたき」	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 ※不動産取得資金、業 種転換に伴う資金は 除く。	● 県内に住居又は主たる事業所を有し、引き続き1年を超えて保証対 象業種を営んでいる中小企業者又は組合であって、申込直前期の決 算におけるCRDの評点によって定まる信用保証料率区分が2以上 の方	融資限度額 一企業者（組合） 8,000万円以内 ※中小企業信用保険法に定める一 般の無担保保険枠を利用するも のに限る。 ※一金融機関5,000万円以内
提携保証 「かがやき」		● 県内に住居又は主たる事業所を有し、引き続き1年を超えて保証対 象業種を営んでいる中小企業者又は組合であって、次の全ての要件 に該当する方 (1) 取扱金融機関の与信が1年以上ある。 (2) 保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる 信用保証料率区分が6以上又は、金融機関での債務者区分が一 定以上の法人である。	融資限度額 一企業者（組合） 1億5,000万円以内 ※主力取引金融機関の場合 1億5,000万円以内 ※主力取引金融機関以外の場合 1億円以内
根保証	事業経営に必要な 運転資金 ※一定の極度額、期間 の範囲内で反復継続 して行う貸付け、割 引	● 県内に住居・本店又は事業所を有し、保証対象業種を営んでいる中 小企業者又は組合	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
小口零細企業保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	● 次のいずれかの要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人(た だし、宿泊業及び娯楽業は20人))以下の会社及び個人であつ て、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属 する事業（以下「特定事業」という。）を行っている。 (2) 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員 の3分の2以上が特定事業を行う方である。 (3) 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合 員の数が20人以下である。 (4) 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数 が20人以下である。 (5) 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の 数が20人以下である。	一企業者（組合） 2,000万円以内 ※融資限度額は、既存の保証付き 融資残高（根保証においては融 資極度額）との合計

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
20年以内	基準保証料率	分割返済 又は 期日一括返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。</p> <p>※特別小口の場合は、保証人・ 担保とも必要ありません。</p>	取扱金融機関 協会	
証書貸付 10年以内 手形貸付 1年以内	基準保証料率	毎月均等返済 ※決済切りが1年以内 の一括返済も可能で す。	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要ありません。</p>	取扱金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●「はばたき」に関する覚書を締結してい る金融機関での取扱いとなります。 ●経営安定関連（セーフティネット）保証 等の別枠保証の取扱いはできません。（こ こでいう別枠保証とは、一般の無担保保 険・普通保険以外のものをいいます。）
原則として6年以内	基準保証料率 ※手形割引根保証に ついては、特殊保 証料率	一括返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。</p> <p>※特別小口の場合は、保証人・ 担保とも必要ありません。</p>	取扱金融機関 協会	
10年以内	基準保証料率 (責任共有対象外)	分割返済 又は 一括返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	取扱金融機関 協会	<ul style="list-style-type: none"> ●極度設定のある貸付・手形割引・電子記 録債権割引は対象外となります。

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
事業者カードローン 当座貸越根保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 ※一定の極度額、期間 の範囲内で反復継続 して行う当座貸越	<p>●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（企業組合、協業組合に限りません。）</p> <p>【個人事業主】</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 次のいずれかの要件に該当する。</p> <p>①保証申込直前期の決算における CRD 評点が64点以上である。</p> <p>②申込金融機関の信用格付が前記 CRD 基準と同等以上である。</p> <p>③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。</p> <p>【法人】</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 次のいずれかの要件に該当する。</p> <p>①保証申込直前期の決算における CRD 評点が46点以上である。</p> <p>②申込金融機関の信用格付が前記 CRD 基準と同等以上である。</p>	一企業者（組合） 100万円以上2,000万円以内
スモールカードローン 当座貸越根保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<p>●小規模事業者（常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業は5人（ただし、宿泊業及び娯楽業は20人））以下）の法人又は個人事業主又は一定の要件を満たす組合）で、次の全ての要件に該当し、申込金融機関が支援育成したい先で償還能力があると認められる。ただし、本制度を含めて事業者カードローン当座貸越根保証の利用がないこと。</p> <p>(1) 岡山県内で事業を行っている</p> <p>(2) 保証申込直前期の決算における CRD の評点によって定まる保証料率区分が3以上である</p>	100万円以上500万円以内 （10万円単位） ただし、白色申告又は貸借対照表 が作成されていない青色申告の個人 事業は200万円以内。
当座貸越（貸付専用型）根保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 ※一定の極度額、期間 の範囲内で反復継続 して行う当座貸越	<p>●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合（企業組合、協業組合に限りません。）</p> <p>【個人事業主】</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 次のいずれかの要件に該当する。</p> <p>①保証申込直前期の決算における CRD 評点が64点（担保提供がある場合は52点）以上である。</p> <p>②申込金融機関の信用格付が前記 CRD 基準と同等以上である。</p> <p>③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する。</p> <p>④確定申告が青色申告であり、申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、不動産等物的担保の提供がある。</p> <p>【法人】</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 次のいずれかの要件に該当する。</p> <p>①保証申込直前期の決算における CRD 評点が46点（担保提供がある場合は37点）以上である。</p> <p>②申込金融機関の信用格付が前記 CRD 基準と同等以上である。</p>	一企業者（組合） 100万円以上 2億8,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
<p>当初に定める期間は1年又は2年。 ただし、期間延長は原則として2回以内</p> <p>※期間延長は原則として、保証期間が1年の場合には4回まで（新規保証から通算5年）、2年の場合には2回まで（新規保証から通算6年）</p>	特殊保証料率	約定弁済 又は 随時弁済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	取扱金融機関	●信用保証依頼書の裏面の資格要件申告欄の記入が必要となります。
<p>当初に定める期間は1年又は2年 ただし、期間延長は原則として2回以内</p> <p>※期間延長は原則として、保証期間が1年の場合には4回まで（新規保証から通算5年）、2年の場合には2回まで（新規の保証から通算6年）</p>	特殊保証料率	約定返済 又は 随時返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 原則として必要ありません。</p>	取扱金融機関	
<p>当初に定める期間は1年又は2年。 ただし、期間延長は原則として2回以内</p> <p>※期間延長は原則として、保証期間が1年の場合には4回まで（新規保証から通算5年）、2年の場合には2回まで（新規保証から通算6年）</p>	特殊保証料率	約定弁済 又は 随時弁済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 原則として5,000万円以内は無担保、 原則として5,000万円超は有担保</p>	取扱金融機関	●信用保証依頼書の裏面の資格要件申告欄の記入が必要となります。

主な協会制度

融 資 制 度	資 金 使 途	融 資 対 象 者 (資 格 要 件)	保 証 限 度 額
財務型無保証人当座貸越 (貸付専用型) 根保証	事業経営に必要な運転資金・設備資金 ※一定の極度額、期間の範囲内で反復継続して行う当座貸越	<p>●次の(1)及び(2)の要件を満たし、且つ、(3)から(5)のいずれかに該当する中小企業者又は組合(企業組合、協業組合に限ります。)</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上であり、2期以上の決算を行っている。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信または預金取引が6か月以上ある。</p> <p>(3) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20%以上であること。</p> <p>②純資産倍率が2.0倍以上であること。</p> <p>③使用総資本事業利益率が10%以上であること。</p> <p>④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。</p> <p>(4) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が20%以上であること。</p> <p>②純資産倍率が1.5倍以上であること。</p> <p>③使用総資本事業利益率が10%以上であること。</p> <p>④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。</p> <p>(5) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。</p> <p>①自己資本比率が15%以上であること。</p> <p>②純資産倍率が1.5倍以上であること。</p> <p>③使用総資本事業利益率が5%以上であること。</p> <p>④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。</p> <p>※各指標については、保証協会への申込みの日の直前の決算におけるものとする。</p>	一企業者(組合) 100万円以上 2億8,000万円以内
長期経営資金保証 (やくしん)	事業経営に必要な運転資金・設備資金	<p>●同一事業を3年以上継続し、原則として同一場所において営んでいる個人又は会社であって、次のいずれかの要件に該当する方</p> <p>(1) 業歴3年以上で、与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好で、最近2年間の決算で利益計上し債務超過でなく、償還能力があると認められる。</p> <p>(2) 業歴5年以上で、与信取引が1年以上あり、かつ取引振りが良好で、最近2年間のいずれかの決算において利益計上しており繰越欠損がなく、償還能力があると認められる。</p> <p>(3) 業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が1年以上のもので、債務超過でなく今期利益計上見込みであり、償還能力があると認められる。</p>	1件 3,000万円以上2億円以内 ※ただし100万円単位
資金繰安定借換保証 (コネクト)	借換を含む事業資金	<p>●保証申込時に、当協会の保証付借入金の既往残高があり、これを借換しようとする中小企業者で、次の全てを満たす方</p> <p>(1) 法人…保証申込直前期の決算における CRD 区分が3以上である。 個人…保証申込直前期の確定申告における事業所得額(注1)がある。</p> <p>(2) 本制度を利用し既存の保証付借入金を借換することにより、月々の返済負担を軽減することができる。</p>	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
資金繰安定借換保証 (コネクト20)	借換を含む事業資金	<p>●保証申込時に、当協会の保証付借入金の既往残高があり、これを借換しようとする中小企業者で、次の全てを満たす方</p> <p>法人…保証申込直前期の決算における CRD 区分が2以上である。 個人…保証申込直前期の確定申告における事業所得額(注1)がある。</p>	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
予約保証 (普通) (小口零細)	事業経営に必要な運転資金・設備資金	<p>●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合</p> <p>(1) 同一事業の業歴が3年以上ある。</p> <p>(2) 申込金融機関との与信取引が1年以上ある。</p> <p>(3) 中小企業信用保険法施行規則第18条に定める中小企業者で、CRD 評点によって定まる保証料率区分が2以上である。</p> <p>(4) 中小企業信用保険法施行規則第19条各号に定める事由(決算が未申告、貸借対照表を作成していない等で CRD 評点が算出できないもの)に該当しない。</p>	一企業者(組合) 2,000万円以内 ※小口零細の場合は、500万円以内。ただし、既存の保証付残高を含めて、保証承諾時点において2,000万円以内であること。

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

(注1) 事業所得額とは、青色申告では損益計算書又は収支計算書、白色申告では収支内訳書の所得金額を指します。(ただし、非保証対象業種の申告は除きます。)

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
<p>当初に定める期間は 1年又は2年 ただし、期間延長は原則 として2回以内</p> <p>※期間延長は原則とし て、保証期間が1年の 場合には4回まで（新 規保証から通算5年）、 2年の場合には2回ま で（新規保証から通算 6年）です。</p>	特殊保証料率	約定弁済 又は 随時弁済	<p>【保証人】 必要ありません。</p> <p>【担保】 原則として5,000万円以 内は無担保、原則として 5,000万円超は有担保</p>	取扱金融機関	●専用の資格要件確認書が必要となります。
<p>運転資金 3年以上10年以内</p> <p>設備資金 3年以上20年以内</p>	基準保証料率	原則として分割返済 (原則として据置期間 6か月以内)	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。</p>	取扱金融機関	<p>●普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組 合、商工組合中央金庫での取扱いとなり ます。(代理貸付融資は対象となりませ ん。)</p> <p>●認定チェック票が必要となります。</p> <p>●一般分の普通・無担保保険以外に係る保 証及び特例保険に係る保証は対象となり ません。</p>
15年以内	基準保証料率	均等分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。</p>	取扱金融機関	●経営安定関連（セーフティネット）保証 等の別枠保証の取扱いはできません。(こ こでいう別枠保証とは、一般の無担保保 険・普通保険以外のものをいいます。)
20年以内	基準保証料率	均等分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れてい たできます。</p>	取扱金融機関	●経営安定関連（セーフティネット）保証 等の別枠保証の取扱いはできません。(こ こでいう別枠保証とは、一般の無担保保 険・普通保険以外のものをいいます。)
<p>5年以内 ※小口零細の場合10年以 内</p> <p>(予約期間 365日 (信用保証書の有効期限)</p>	<p>基準保証料率 (小口零細は 責任共有対象外)</p> <p>※ CRD 評点によっ て定まる保証料率 区分よりも一区分 高い料率を適用し ます。</p>	原則として 毎月均等分割返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。</p>	取扱金融機関	●本制度にかかる信用保証書発行後、当該 信用保証書に基づく貸付実行までの間 において、特定の事由が発生したときは、 貸付けを受けることができません。

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
特定社債保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●社債（私募債）を発行する一定の要件を満たす中小企業者で、次の（1）～（3）のいずれかの要件に該当する方 （1）純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上である。 ②純資産倍率が2.0倍以上である。 ③使用総資本事業利益率が10%以上である。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが2.0倍以上である。 （2）純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上である。 ②純資産倍率が1.5倍以上である。 ③使用総資本事業利益率が10%以上である。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.5倍以上である。 （3）純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足する方 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が15%以上である。 ②純資産倍率が1.5倍以上である。 ③使用総資本事業利益率が5%以上である。 ④インタレスト・カバレッジ・レーシオが1.0倍以上である。 	一企業者 3,000万円以上 5億6,000万円以内 （保証限度額2,400万円以上4億5,000万円以内。ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円以内。） ※社債総額の80%を保証
(環境配慮型)	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●社債（私募債）を発行する一定の要件を満たす中小企業者で、上記（1）～（3）のいずれかの要件に該当し、金融機関が取り扱う環境配慮型特定社債（当協会が適当と認めたもの）を利用する方 	一企業者 3,000万円以上 5億6,000万円以内 （保証限度額2,400万円以上4億5,000万円以内。ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円以内。） ※社債総額の80%を保証
流動資産担保融資保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者又は組合 ただし、棚卸資産については、法人のみが対象となります。 ※不動産売買業における棚卸資産である不動産、中古自動車販売業における登録済み中古自動車は本制度にいう棚卸資産に含まれません。 	一企業者 2億5,000万円以内 （保証限度額2億円以内） ※中小企業者が自ら有する売掛債権・棚卸資産を担保として金融機関から借入を受ける際に、80%の割合保証を行います。 【貸付形式】 根保証……当座貸越 個別保証……手形貸付 ※担保とした売掛債権・棚卸資産に掛目を乗じた額が借入限度となります。
	(個 別)		
	(極 度)		
ぐるり瀬戸内活性化保証 (せとうち保証)	瀬戸内観光の活性化に 資する事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人せとうち観光推進機構から推薦を受けている中小企業者又は組合 	一企業者 5,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
2年以上7年以内	基準保証料率	満期一括償還 又は 定時（分割）償還	【保証人】 必要ありません。 【担保】 保証金額2億円超は、原則として差し入れていただきます。	取扱金融機関	●「共同保証に関する覚書」を締結している金融機関での取扱いとなります。
2年以上7年以内	基準保証料率から0.1%引き下げた保証料率とします。	満期一括償還 又は 定時（分割）償還	【保証人】 必要ありません。 【担保】 保証金額2億円超は、原則として差し入れていただきます。	取扱金融機関	●環境配慮型特定社債を取り扱っている金融機関が対象となります。 ●環境に配慮した商品であることの説明書等の提出が必要となります。
1年 (個別保証は1年以内) ※未発生債権を引当てとしない場合は6か月以内	0.68%	【根保証】 約定弁済 又は 随時弁済 【個別】 一括返済	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 売掛債権・棚卸資産を譲渡担保として差し入れていただきます。	取扱金融機関	●各金融機関所定の担保管理手数料が必要となる場合があります。 ●売掛債権（電子記録債権を除く。）にかかる対抗要件の具備 民法（明治29年法律第89号）第467条の規定に基づく確定日付のある「通知」もしくは「承諾」又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）（以下「動産債権譲渡特例法」という。）第4条の規定に基づく「債権譲渡登記」によるものとします。なお、個別保証において、既に受取手形により回収された売掛債権のみを担保とする場合はこの限りではありません。 ●棚卸資産にかかる対抗要件の具備 動産債権譲渡特例法第3条の規定に基づく動産譲渡登記によるものとします。 ●電子記録債権にかかる対抗要件の具備 電子記録債権法に定める譲渡記録によります。 ●信用保証書の有効期限は保証日の翌日から起算して60日です。
10年以内	基準保証料率 (おかやま創生割引の適用あり)	元金均等返済 (据置期間1年以内) 又は 一括返済 (保証期間1年以内に 限ります。)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	取扱金融機関	●一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦書が必要となります。 ●経営安定関連（セーフティネット）保証等の別枠保証の取扱いはできません。(ここでいう別枠保証とは、一般の無担保保険・普通保険以外のものをいいます。)

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
創業等関連保証	「創業支援に関する保証制度」（34、35ページ）をご覧ください。		
創業関連保証			
再挑戦支援保証			
開業資金保証			
環境配慮型融資保証			
中堅企業特別保証	事業経営に必要な資金	<p>●破綻金融機関等と金融取引を行っていたために、適正かつ健全に事業を営む中堅事業者の金融機関との金融取引に支障が生じている次の全ての要件に該当する中堅企業者</p> <p>(1) 申込時点において、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた事業資金の調達が必要となっている。</p> <p>(2) 申込時点において、「破綻金融機関の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けている。</p> <p>(3) 資本金5億円未満で中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業に該当しない。</p>	<p>一企業者 普通保証 5億円以内 無担保保証 1億円以内</p> <p>※既保証残高を含む。</p> <p>※原則として破綻金融機関等からの借入額が上限となります。</p>
提携保証「いぶき」	「経営支援・再生支援に関する保証制度」（36～39ページ）をご覧ください。		
経営力強化保証			
事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）			
条件変更改善型借換保証			
事業再生保証（DIP保証）			
事業再生円滑化関連保証 （プレDIP保証）			

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
20年以内	<p>【リスク考慮型保証料率の場合】 各保証料率区分の基準保証料率から0.1%引き下げた保証料率とします。</p> <p>【固定保証料率の場合】 保証料率が固定となる場合（経営安定関連特例保険に付して信用保証料率が一律0.7%になる場合等）はその信用保証料率を適用します。</p>	利用する金融機関の商品の定めによります。	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。</p>	取扱金融機関	●当協会が適当と認めた環境配慮型融資商品を取り扱っている金融機関での取扱いとなります。
運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	普通保証 0.75% 無担保保証 0.65%	均等分割返済 (据置期間1年以内)	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。</p> <p>【担保】 1億円超は原則として差し入れていただきます。</p>	取扱金融機関	

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
財務型無保証人保証	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の (1) ~ (3) のいずれかの要件に該当する方 (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が2.0倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが2.0倍以上であること。 (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が20%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が10%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.5倍以上であること。 (3) 純資産額が5億円以上であり、以下の①又は②のいずれか1項目及び③又は④のいずれか1項目を充足すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①自己資本比率が15%以上であること。 ②純資産倍率が1.5倍以上であること。 ③使用総資本事業利益率が5%以上であること。 ④インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること。 	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
連携保証「Wさぼーと」	事業経営に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の各号全ての要件を満たす中小企業者 (1) 申込金融機関で原則として1年以上取引がある (2) ビジョン達成のための事業価値を高めるレポート（※）を作成している <small>（※）金融機関が独自に作成している事業性評価シートや事業計画書等で代用してもよい</small> (3) 税金等の滞納がない (4) 法人の場合、保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が1でない。個人事業主の場合、確定申告が青色申告で申告所得を計上している 	運転資金 5,000万円以内 <small>（真水部分はプロパー融資を含め、保証申込直前期の決算書における月商の3ヶ月分以内）</small> 設備資金 1億円以内
危機関連保証	特例中小企業者の事業 継続や経営の安定に必要な事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者（特例中小企業者） 	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
自主廃業支援保証	廃業計画の実施に 必要となる事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在事業を行っている中小企業者であって、以下に掲げる(1)~(3)までの要件を全て満たすもの。 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択する方。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3) バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行う方。 	一企業者 3,000万円以内
継続型短期資金保証 （サポート）	事業経営に必要な運転 資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件を満たす中小企業者であって、申込金融機関が支援育成したい先で、事業継続が可能であると認められる方 (1) 保証申込時において連続して1年以上保証対象事業を行っている。 (2) 法人…保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が3以上である。 個人…保証申込直前期の確定申告における事業所得額（※）が200万円以上である。 <small>（※）事業所得額とは、青色申告では損益計算書又は収支計算書、白色申告では収支内訳書の所得金額を指します。（ただし、非保証対象業種の申告は除きます。）</small> 	100万円以上5,000万円以内 （10万円単位）
継続型短期資金保証 （サポートプレミアム）	事業経営に必要な運転 資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件を満たす中小企業者であって、申込金融機関が支援育成したい先で、事業継続が可能であると認められる方 (1) 法人である。 (2) 保証申込時において連続して1年以上保証対象事業を行っている。 (3) 申込金融機関において与信取引が1年以上である。 (4) 保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が6以上、又は保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が4以上であって申込金融機関における債務者区分が「正常先」である。 	100万円以上1億円以内 （10万円単位）
継続型短期資金保証 （復興サポート）	事業経営に必要な運転 資金	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の全ての要件を満たす中小企業者であって、申込金融機関が支援育成したい先で、事業継続が可能であると認められる方 (1) 保証申込時において1期以上の確定申告を行っている。 (2) 平成30年7月豪雨により被災し、事業用資産に被害を受けたことについて、市町村長が発行する罹災証明又は被災証明を受けている。 	10万円以上5,000万円以内 （10万円単位）

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 10年以内 (ただし、運転資金の場 合は7年以内)	基準保証料率	一括返済 又は 分割返済 (分割返済の場合据置 期間1年以内)	【保証人】 必要ありません。 【担保】 必要に応じて差し入れてい たきます。	取扱金融機関	
運転資金10年以内 設備資金20年以内 運設併用資金10年以内	基準保証料率	一括返済 又は 分割返済 (分割返済の場合、 据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じて差し入れて頂 きます。	取扱金融機関	
10年以内	0.7% (特別小口保険に係 る保証の場合0.6%)	原則として分割返済 (分割返済の場合、 据置期間2年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じて差し入れて頂 きます。	取扱金融機関	
1年以内 (かつ、終期は解散予定 日より前)	基準保証料率	一括返済 又は 分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じて差し入れて頂 きます。	取扱金融機関	
1年以内	基準保証料率から 0.1%引き下げた保 証料率とします。	一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関	●保証申込受付は、2020年3月31日まで です。
1年以内	基準保証料率から 0.1%引き下げた保 証料率とします。	一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関	●保証申込受付は、2020年3月31日まで です。
1年以内	基準保証料率から 0.2%引き下げた保 証料率とします。	一括返済	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 原則として必要ありません。	取扱金融機関	●保証申込受付は、2020年3月31日まで です。

12 経営安定関連（セーフティネット）保証

保証	資金使途	対象者（資格要件）	融資限度額
経営安定関連 （セーフティネット） 保証	経営の安定に必要な 資金	（1号認定） 民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は大型倒産事業者との取引規模が20%以上である。	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
		（2号認定） 事業活動の制限を行っている事業者と直接又は間接的に取引を行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少している。	
		（3号認定） 指定地域内において指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少している。	
		（4号認定） 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、災害その他の突発的に生じた事由の発生に起因して、売上高等が減少している。	
		（5号認定） 指定不況業種に属する事業を行っており、売上高等が減少又は主要な原材料等の供給が著しく減少により経営に影響を受けている。	
		（6号認定） 破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている。	一企業者 3億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
		（7号認定） 金融機関の経営の相当程度の合理化（支店の削減等）によって、借入れが減少している。	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
		（8号認定） 整理回収機構（RCC）に対して貸付債権が譲渡され、借入れが減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性がある。	

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備 考
各制度要綱の 定めによります。	(0.8%)	各制度要綱の定めによ ります。	各制度要綱の定めによります。	申込金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ●資格要件に該当することについて本店（個人の場合は主たる事務所）の所在地を管轄する市町村長の認定が必要となります。 ●一般の保証枠とは別枠となります。
	0.7% (0.8%)				
	(0.8%)				
	0.7% (0.8%)				

13 事業承継に関する制度

融 資 制 度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
事業承継サポート保証	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金（持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る。） ※ただし、後継者が既に事業会社の発行済議決権株式を取得しており、今回持株会社が取得する株式と合計して3分の2以上になる場合は、3分の2に満たない一括取得は可能。	<ul style="list-style-type: none"> ●次の全ての要件に該当する中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定している。 (2) 持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来である。 (3) 持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有している。 (4) 承継の対象となる事業会社が、中小企業信用保険法施行令第1条第1項（※）に定める業種に属する事業を行っている。 （※）農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種。 (5) 承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じている。 	一企業者 2億8,000万円以内

保 証 制 度	資金使途	対象者（資格要件）	保証限度額
経営承継関連保証	次に掲げる資金 1. (1) ①の事由による認定の場合 議決権株式の取得資金 2. (1) ②又は(2) ①の事由による認定の場合 事業用資産等の取得資金 3. (2) ②の事由による認定の場合 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 4. (2) ⑥の事由による認定の場合 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 5. 上記①から④以外の事由による認定の場合 運転資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次の(1) または (2) に該当し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社である中小企業者であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められる。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要がある。 ②当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要がある。 ③当該申込人の代表者（代表者であった者を含む）が死亡または退任した後の3か月間における当該申込人の売上高または販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の3か月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している。）。) ④仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定または変更が行われた。 ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じた。 ⑥その他諸費用が生じた。 (2) 個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じてると認められる。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要がある。 ②当該中小企業者が相続もしくは遺贈または贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税または贈与税を納付することが見込まれる。 ③当該他の個人である中小企業者が死亡または当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3か月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3か月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している。）。) ④仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定または変更が行われた。 ⑤取引先金融機関との取引に係る支障が生じた。 ⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上もしくは裁判外の和解があり、または家事審判法家事事件手続法により審判が確定し、もしくは調停が成立した。 <ol style="list-style-type: none"> イ) 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割。 ロ) 当該個人が有する事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償。 ⑦その他諸費用が生じた。 	一企業者 2億8,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
15年以内	1.15%	分割返済 (据置期間2年以内)	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れてい たきます。</p>	取扱金融機関	

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
<p>運転資金 10年以内</p> <p>設備資金 15年以内</p> <p>(地公体の融資制度によ り取り扱う場合は、各 制度要綱の定めによ ります。)</p>	基準保証料率	分割弁済 又は 一括弁済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れてい たきます。</p>	取扱金融機関	●一般の保証枠とは別枠となります。

保証制度	資金使途	対象者（資格要件）	保証限度額
特定経営承継関連保証	<p>次に掲げる資金</p> <p>① (1) の事由による場合 当該認定中小企業者等以外の者が有する株式等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</p> <p>② (2) の事由による場合 当該認定中小企業者等以外の者が有する事業用資産等を、当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い取得するための資金</p> <p>③ (3) の事由による場合 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡又は退任に起因して、当該経営を承継した代表者が、相続もしくは遺贈又は贈与により取得した当該認定中小企業者等の株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金</p> <p>④ (4) 又は (5) の事由による場合 当該認定中小企業者等の代表者（代表者であった者を含む。）の死亡に起因する経営の承継に伴い、次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上もしくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、もしくは調停が成立したことにより経営を承継した代表者が負担した債務を支払うために必要な資金</p> <p>イ. 当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該経営を承継した代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割</p> <p>ロ. 当該経営を承継した代表者が有する当該認定中小企業者等の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償</p> <p>⑤ (1) から (4) のほか、当該認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金</p>	<p>● 次の (1) から (6) のいずれかに該当し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者</p> <p>(1) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要がある。</p> <p>(2) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要がある。</p> <p>(3) 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれる。</p> <p>(4) 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をした。</p> <p>(5) 認定中小企業者の代表者が有する当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該株式等又は当該事業用資産等の返還義務を逃れるための価格弁償をする。</p> <p>(6) その他諸費用が生じた。</p>	一企業者 2億8,000万円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
<p>運転資金 10年以内</p> <p>設備資金 15年以内</p> <p>(地公体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めによります。)</p>	<p>基準保証料率</p>	<p>分割弁済 又は 一括弁済</p>	<p>【保証人】 原則として認定中小企業者以外の保証人は必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れていただきます。</p>	<p>取扱金融機関</p>	<p>—</p>

保証制度	資金使途	対象者（資格要件）	保証限度額
経営承継準備関連保証	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者（会社に限る。）の株式等（当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）</p>	<p>●次の(1)又は(2)に該当し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者</p> <p>(1) 会社である中小企業者であって、次の①又は②の事由が生じていると認められる。</p> <p>①他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。以下(2)①において同じ。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む。以下(2)①において同じ。）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものである。</p> <p>②他の中小企業者が、当該他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつては、その代表者。以下(2)②において同じ。）の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものである。</p> <p>(2) 個人である中小企業者であつて、次の①又は②の事由が生じていると認められる。</p> <p>①他の中小企業者の役員又は親族の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものである。</p> <p>②他の中小企業者が、当該他の中小企業者の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものである。</p>	<p>一企業者 2億8,000万円以内</p>
特定経営承継準備関連保証	<p>他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下に掲げるものを取得するために必要な資金</p> <p>①他の中小企業者が有する事業用資産等</p> <p>②他の中小企業者（会社に限る。）の株式等（当該株式等を取得することにより、当該中小企業者が、当該他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）</p>	<p>●次の(1)又は(2)に該当し、経済産業大臣の認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>(1) 他の中小企業者の役員（当該他の中小企業者が会社である場合に限る。）又は親族（他の中小企業者が会社である場合にあつては、当該他の中小企業者の代表者の親族を含む）の中から当該他の中小企業者の経営を承継しようとする者を確保することが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものと認められる。</p> <p>(2) 他の中小企業者が、当該他の中小企業者（他の中小企業者が会社である場合にあつてはその代表者）の健康状態、年齢その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であることにより、当該他の中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものと認められる。</p>	<p>一企業者 2億8,000万円以内</p>

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	申込窓口	備考
<p>運転資金 10年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>設備資金 15年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>(地公体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めによります。)</p>	基準保証料率	分割弁済 又は 一括弁済	<p>【保証人】 原則として会社の代表者又は他の中小企業者（会社に限る。）以外の保証人は必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れていただきます。</p>	取扱金融機関	●一般の保証枠とは別枠となります。
<p>運転資金 10年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>設備資金 15年以内 (据置期間1年以内)</p> <p>(地公体の融資制度により取り扱う場合は、各制度要綱の定めによります。)</p>	1.15%	分割弁済 又は 一括弁済	<p>【保証人】 原則として他の中小企業者（会社に限る）以外の保証人は必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じて差し入れていただきます。</p>	取扱金融機関	—

14 創業支援に関する保証制度

融資制度	資金用途	融資対象者（資格要件）	融資限度額
創業等関連保証	事業に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (4) 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人であって、当該事業を開始した日以前に事業を営んでいない。 (5) 設立の日以後の期間が5年未満の会社であって、当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社である。 (6) 設立の日以後の期間が5年未満の会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社である。 	一企業者 1,500万円以内 ※融資対象者(1)、(2)に該当する場合は、自己資金の範囲内
創業関連保証	事業に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (3) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的計画を有する。 (4) 事業を開始した日以後の期間が5年未満の個人であって、当該事業を開始した日以前に事業を営んでいない。 (5) 設立の日以後の期間が5年未満の会社であって、当該設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立された会社である。 (6) 設立の日以後の期間が5年未満の会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社である。 ※上記(1)(2)の場合で、市区町村が作成する創業支援事業計画に位置付けられた認定特定創業支援事業により支援を受けた創業者（新規中小企業者を含む。）は、6月以内。 	一企業者 2,000万円以内 ※創業関連保証・再挑戦支援保証を合計して2,000万円以内
再挑戦支援保証	事業に必要な 運転資金・設備資金	<ul style="list-style-type: none"> ●再挑戦支援保証の申込を以下の各号に定める事業の廃止の日又は解散の日から5年を経過する日前（商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を基準）に行っており、次のいずれかの要件に該当する方 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業を営んでいない個人であって、1月以内（貸付実行日が基準）に新たに事業を開始する具体的計画を有し、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった。 (2) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（貸付実行日が基準）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有し、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった。 (3) 事業を営んでいない個人であって、事業を開始した日以後5年を経過しておらず、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する。 ②過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった。 (4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過しておらず、次のいずれかに該当する方 <ol style="list-style-type: none"> ①当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有する。 ②当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった。 	一企業者 2,000万円以内 ※創業関連保証・再挑戦支援保証を合計して2,000万円以内
開業資金保証	事業に必要な 運転資金・設備資金 ※根保証の利用はできません。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実績が6か月以内で次の全ての要件に該当する中小企業者（個人又は会社） <ul style="list-style-type: none"> 【県内に3年以上住所を有する場合】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開業前に事業を営んでいない。 (2) 客観的に事業に着手していることが認められる。 【県内に3年未満1年以上住所を有する場合】 <ol style="list-style-type: none"> (1) 開業前に事業を営んでいない。 (2) 開業直前2年以上連続して開業した事業と同一の業種に従事した経験がある。 (3) 客観的に事業に着手していることが認められる。 ※法人の場合は、その代表者が上記の要件に該当する必要があります。 	一企業者（保証限度額） 1,000万円以内 ※既保証残高を含む。ただし、創業関連保証、創業等関連保証、再挑戦支援保証、支援創業関連保証を除く。 ※所要資金の80%以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
10年以内 ※地公体の融資制度の場合は各制度要綱の定めによります。	取扱金融機関 所定の利率	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。
10年以内 ※地公体の融資制度の場合は各制度要綱の定めによります。	取扱金融機関 所定の利率	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。
10年以内 ※地公体の融資制度の場合は各制度要綱の定めによります。	取扱金融機関 所定の利率	0.70%	原則として 毎月分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●証書貸付となります。
【運転資金】 7年以内 【設備資金】 10年以内	取扱金融機関 所定の利率	基準保証料率	原則として 分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていただきます。	

15 経営支援・再生支援に関する保証制度

融資制度	資金用途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
提携保証 「いぶき」	事業経営に必要な 運転資金・設備資金 ※不動産取得資金は除 く。	●県内に住所又は主たる事業所を有し、同一事業を引き続き3年以上営んでいる 中小企業者のうち、会社、個人及び医業を主たる事業とする法人で次のいずれ かの要件に該当する方 (1) 岡山県中小企業再生支援協議会が支援し、再生計画を策定した企業若し くは再生中の企業で、メイン金融機関又は今後メインとなる金融機関の 特定部署が関与して支援育成していく企業 (2) メイン金融機関の特定部署が関与して、再生計画・ランクアップ計画を 策定した企業又はその計画に基づき実行中の企業	一企業者（組合） 1億円以内 ※取扱金融機関固有の貸金 「実質与信額」がない場 合は5,000万円以内。「実 質与信額」がある場合は、 「実質与信額」を合わせ て1億円以内
経営力強化保証	事業資金 ※事業計画の実施に必 要な資金に限る。 ※借換資金を含む。	●金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、 計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内 ※中小企業信用保険法に定 める一般の無担保保険及 び普通保険枠を利用する ものに限る。
事業再生計画実施関連保証 （経営改善サポート保証）	事業資金 ※事業再生計画の実施 に必要な資金に限る。	●次の（1）から（10）のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が 成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実 行及び進捗の報告を行う中小企業者 (1) 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計 画 (2) 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 (4) 整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 (7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (8) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画 (9) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成さ れた計画であって特定債務などの調整の促進のための特定調停に関する 法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条 1項の調停条項によるものを除く）又は同法第20条に規定する決定によ りて特定されたもの (10) 中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第133条に規定する出資業務 により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 (11) 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内 ※特別小口の場合2,000万 円以内
条件変更改善型借換保証	事業資金 ※事業計画の実施に必 要な資金に限る。 ※条件変更を行っている 借入れの借換資金 を必ず含むこと。	●金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定、 計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 （返済緩和を実施しているが、経営改善の可能性が高く、意欲のある中小企業者）	一企業者 2億8,000万円以内 組 合 4億8,000万円以内
事業再生保証 （DIP保証）	次のいずれかの資金 ①原材料の購入のため の資金 ②商品の仕入れのため の資金 ③商品の生産に係る労 務費及び経費 ④設備の増設、改良又 は補修等のための資 金 ⑤販売費及び一般管理 費 ⑥借入金利息の弁済の ための資金 ⑦金銭債権の弁済のた めの資金	●次の全ての要件に該当する中小企業者又は組合 (1) 次の①又は②のいずれかに該当する方 ①再生事件又は更生事件が係属している方 ②民事再生法（平成11年法律第225号）第188条第1項の規定に基づき再 生手続終結の決定を受けた方 ※再生計画が遂行された場合その他経済産業省令で定める場合を除きます。 (2) 再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過しない 方 (3) 次の①及び②のいずれにも該当する方 ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理 的な見通しが認められる。 ②償還が見込まれる。	一企業者（組合） 2億円以内

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備考
7年以内	取扱金融機関 所定の利率	「いぶき」 保証料率	原則として 均等分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要ありません。	●「いぶき」に関する覚書を締結している 金融機関での取扱いとなります。
●一括返済 1年以内 ●分割返済 【運転資金】 5年以内 【設備資金・建設併用資金】 7年以内 ※借換えの場合は10年以内	取扱金融機関 所定の利率	「経営力強化 保証」 保証料率	一括返済 又は 分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。	●手形貸付、証書貸付又は手形割引（電子 記録債権割引を含む。）の個別保証によ るものとします。 ●決算申告を行っていない方、損益計算書 だけで貸借対照表を作成せずに申告をし ている方、連帯債務となる方につきまし ては区分5の料率が適用されます。 ●通常の保証申込みに必要な書類の他に、 以下の書類を提出していただきます。 ①「経営力強化保証」申込人資格要件等 届出書 ②事業計画書（申込人が作成したもの） ③認定経営革新等支援機関による支援内 容を記載した書面
●一括返済 1年以内 ●分割返済 15年以内	取扱金融機関 所定の利率	責任共有制度 対象の場合 0.70% 責任共有制度 対象外の場合 0.80% ※特別小口 の場合 0.70%	一括返済 又は 分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。	●左記「融資対象者」欄に掲げる事業再生 の計画の提出が必要となります。
15年以内	取扱金融機関 所定の利率	基準保証料率	原則として 均等分割返済 (据置期間1年以内)	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。	●通常の保証申込みに必要な書類の他に、 以下の書類を提出していただきます。 ①返済緩和に至った経緯等状況説明書 ②金融機関及び認定経営革新等支援機関 の支援による事業計画書
10年以内	取扱金融機関 所定の利率	2.20%	一括返済 又は 分割返済	【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。 【担保】 必要に応じ差し入れていた できます。	●事業再生保証制度の所定資料のご提出が 必要となります。 ●手形貸付、証書貸付又は手形割引（電子 記録債権割引を含む。）の個別保証によ るものとします。

融資制度	資金使途	融資対象者（資格要件）	保証限度額
事業再生円滑化 関連保証 (プレDIP保証)	事業の継続に欠くことができないもので、次のいずれかの資金 ①原材料の購入のための資金 ②商品の仕入れのための資金 ③商品の生産に係る労務費及び経費 ④設備の増設、改良又は補修等のための資金 ⑤販売費及び一般管理費 ⑥借入金利息の弁済のための資金 ⑦少額の債権の弁済のための資金	●金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 特定認証紛争解決手続によって事業再生を図ろうとする方 (2) 中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方 (3) 認定支援機関の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方	一企業者 2億8,000万円以内 組合 4億8,000万円以内 ※特別小口の場合2,000万円以内

※融資利率の()は責任共有制度の対象とならない場合の利率です。

※信用保証料率の詳細につきましては、8ページをご覧ください。

16 NPO 法人の保証利用について

NPO 法人が中小企業信用保険法の改正に伴い2015年（平成27年）10月から保証対象となりました。

中小企業信用保険法の改正によるものであるため、中小企業信用保険法を引用していない法律を根拠とする特例保険は利用できません。経営安定関連特例（セーフティネット保証）など利用可能な保険もあります。

各自治体制度は、それぞれ対象者が決められているため、自治体によって利用可否が異なります。また、特別小口保険に係る保証でも、一般の会社などと異なり責任共有対象になります。（セーフティネット保証など別の理由で責任共有対象外となる場合を除く。）

利用可能な特例保険

- 災害関係特例保険
- 経営安定関連特例保険（セーフティネット保証）
- 東日本大震災復興緊急特例保険
- 地域伝統芸能等関連特例保険
- 周辺地域整備関連特例保険
- 地域経済牽引事業関連特例保険
- 危機関連特例保険
- 商店街活性化促進事業関連特例保険
- 新技術等実証関連特例保険
- 革新的データ産業活用関連特例保険

保証利用可否一覧（協会制度）

以下の制度を除き利用可能です。

小口零細企業保証・特定社債保証・長期経営資金保証・創業に関する制度全て・事業再生計画実施関連保証

融資期間	融資利率	信用保証料率	返済方法	保証人及び担保	備 考
3年以内	取扱金融機関 所定の利率	1.76% ※特別小口の場合 0.70%	一括返済 又は 分割返済	<p>【保証人】 原則として法人代表者以外 必要ありません。</p> <p>【担保】 必要に応じ差し入れていた だきます。</p>	●手形貸付、証書貸付又は手形割引（電子 記録債権割引を含む。）の個別保証による ものとします。

17 信用保証料率・割引一覧（抜粋）

（単位：％）

融資制度	責任共有 (注1)	信用保証料率区分(注2)										割引(注3)								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	会計 参与	創業 資金	設備 資金	環 境 配慮型	豪雨 復旧	事業 承継			
普通保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
提携保証「はばたき」	対象	-	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
提携保証「かがやき」	対象	-	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
根保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
手形割引根保証	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
小口零細企業保証	対象外	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
事業者カードローン 当座貸越根保証	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
スモールカードローン	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
当座貸越根保証	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
財務型無保証人当座貸越根保証	対象	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
長期経営資金保証 (やくしん)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
資金繰安定借換保証 (コネクト)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
資金繰安定借換保証 (コネクト20)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
協 会 制 度	予約保証	(普通)	対象	-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
		(小口零細)	対象外	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-	
特 定 社 債 保 証	(普通)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-		
	(環境配慮型)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	▲0.1	-	-		
流動資産担保融資 (個別・極度)	対象	0.68									-	▲0.1	-	-	-	-	-	-		
ぐるり瀬戸内活性化保証 (せとうち保証)(注4)	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
創業等関連保証	対象外	0.70									-	▲0.1	▲0.2	-	-	-	-			
創業関連保証	対象外	0.70									-	▲0.1	▲0.2	-	-	-	-			
再挑戦支援保証	対象外	0.70									-	▲0.1	▲0.2	-	-	-	-			
開業資金保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	▲0.2	-	-	-	-			
環境配慮型融資保証	対象	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
中 堅 企 業 特 別 保 証	対象外	0.75 (普通保証を利用する場合)									-	-	-	▲0.2	-	-	-			
	対象外	0.65 (無担保保証を利用する場合)									-	-	-	▲0.2	-	-	-			
提携保証「いぶき」	対象	1.52	1.40	1.16	1.01	0.86	0.76	0.60	0.45	0.34	-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
経 営 力 強 化 保 証	対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
	対象外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
事 業 再 生 計 画 実 施 関 連 保 証 (経営改善サポート保証)	対象	0.70									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
	対象外	0.80									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
	対象外	0.70 (特別小口保証を利用する場合)									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			
条件変更改善型借換保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-			
事業再生保証(DIP保証)	対象外	2.20									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-			

(単位：%)

融資制度		責任共有 (注1)	信用保証料率区分(注2)									割引(注3)						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	会計 参与	創業 資金	設備 資金	環境 配慮型	豪雨 復旧	事業 承継
協 会 制 度	事業再生円滑化関連保証 (プレDIP保証)	対象外	1.76									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
		対象外	0.70(特別小口保証を利用する場合)									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
	財務型無保証人保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
	Wさぼりと	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
	危機関連保証	対象外	0.70									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
		対象外	0.60(特別小口保証を利用する場合)									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-
	自主廃業支援保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-
	継続型短期資金保証 (サポート)	対象	-	-	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-
	継続型短期資金保証 (サポートプレミアム)	対象	-	-	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-
	継続型短期資金保証 (復興サポート)	対象	1.70	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	▲0.1	▲0.1	-	-	-	-	-
事業承継サポート保証	対象	1.15									▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	▲0.2	
経営承継関連保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	▲0.2	
特定経営承継関連保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	▲0.2	
経営承継準備関連保証	対象	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	▲0.2	
特定経営承継準備関連保証	対象	1.15									▲0.1	▲0.1	-	▲0.2	-	-	▲0.2	
災害関係保証	対象外	0.80									-	▲0.1	-	▲0.2	-	▲0.2	-	
経営安定関連 (セーフティネット)保証	対象外	0.80(セーフティネット1~4号、6号を利用する場合)									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-	
	対象	0.70(セーフティネット5、7、8号を利用する場合)									-	▲0.1	-	▲0.2	-	-	-	

(注1) 「対象」と記載しているものでも、保険の種類等によっては責任共有制度の対象外になることがあります。

「対象外」と記載しているものは、保険の種類等によらず責任共有制度の対象外です。

(注2) 保険の種類によっては、リスク考慮型保証料率ではなく、固有の保証料率になることがあります。

また、融資制度が限定されていない協会制度の求償権消滅保証は、責任共有制度の対象外のため、記載した保証料率とは異なることがあります。

(注3) 保険の種類によっては、有担保による割引の対象外になることがあります。

例えば、セーフティネット保証の場合には、有担保割引はありません。

創業資金割引・設備資金割引・環境配慮型割引・豪雨復旧支援割引・事業承継割引・おかやま創生割引のいずれかが重複して適用されることになる場合、保証料率割引の上限を0.2%とします。融資額5,000万円以下の場合には、おかやま創生割引(▲0.2%)の対象となります。なお、資金繰安定借換保証、スモールカードローン当座貸越根保証、継続型短期資金保証はおかやま創生割引の対象外です。

(注4) 一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦により「ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)」を利用する場合、保証料率を0.2%割引します。

18 保証限度一覧

(単位：万円)

保証の種類			保証限度額			有担保割引	
			個人又は会社	所定の組合等	一般…一般社団法人、一般財団法人 特定…特定会社 非営…特定非営利法人		
一般関係	普通無担保	通保	20,000	40,000	—	○	
	特別小口	口	8,000	8,000	—		
	流動資産担保	担保	2,000	2,000	—		
	公害防止	止	20,000	20,000	—	○	
	工ネルギー対策	一対策	5,000	10,000	—	○	
	海外投資関係	関係	20,000	40,000	—	○	
	新事業開拓	開拓	20,000	40,000	—	○	
	事業再生	再生	20,000	20,000	—		
	特定社債	債	会社(注1) 45,000	—	—	○	
	特定支払契約	契約	(注2) 100,000	(注2) 100,000	—	○	
特例関係	特定新技術事業活動関連	新事業開拓	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○	
	災害関係	普通無担保	20,000	40,000	—		
		特別小口	口	8,000	8,000	—	
		特別小口	口	2,000	2,000	—	
	経営安定関連	普通無担保	(注5・10) 20,000	(注10) 40,000	—		
		特別小口	(注5・10) 8,000	(注10) 8,000	—		
		特別小口	(注5・10) 2,000	(注10) 2,000	—		
	労働力確保関連	普通無担保	20,000	40,000	—		
		特別小口	口	8,000	8,000	—	
		特別小口	口	2,000	2,000	—	
	中小小売商業関連	普通無担保	20,000	40,000	—		
		特別小口	口	8,000	8,000	—	
		特別小口	口	2,000	2,000	—	
	商店街整備等支援関連	普通無担保	—	—	一般 20,000	○	
		特別小口	口	—	一般 8,000		
	伝統的工芸品支援関連	普通無担保	—	—	一般 20,000	○	
		特別小口	口	—	一般 8,000		
	地域伝統芸能等関連	普通無担保	20,000	40,000	—		
		特別小口	口	8,000	8,000	—	
		特別小口	口	2,000	2,000	—	
	流通業務総合効率化関連	普通無担保	20,000	40,000	—		
		特別小口	口	8,000	8,000	—	
		特別小口	口	2,000	2,000	—	
	小規模事業者支援関連	普通無担保	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○	
		特別小口	口	—	一般・非営(注11) 8,000		
	中心市街地商業等活性化関連	普通無担保	20,000	40,000	一般・特定 20,000		
		特別小口	口	8,000	8,000	一般・特定 8,000	
		特別小口	口	2,000	2,000	特定 1,250	
	中心市街地商業等活性化支援関連	普通無担保	—	—	一般・特定(注6) 40,000		
		特別小口	口	—	一般・特定(注6) 16,000		
経営革新関連	普通無担保	20,000	40,000	—			
	特別小口	口	8,000	8,000	—		
	特別小口	口	2,000	2,000	—		
	新事業開拓	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○		
	海外投資関係	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○		
経営革新等支援関連	普通無担保	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○		
	特別小口	口	—	一般・非営(注11) 8,000			
創業等関連	普通無担保	(注7) 1,500	—	—			
	特別小口	(注7・8) 2,000	—	—			
連携創業支援関連	普通無担保	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○		
	特別小口	口	—	一般・非営(注11) 8,000			
情報提供支援関連特例	普通無担保	—	—	一般 20,000	○		
	特別小口	口	—	一般 8,000			
特定下請連携事業関連特例	普通無担保	20,000	40,000	—			
	特別小口	口	8,000	8,000	—		
	特別小口	口	2,000	2,000	—		
特定中小企業再生支援関連	新事業開拓	(注3) 40,000	(注3) 60,000	—	○		
	普通無担保	—	—	(注9) 20,000	○		
特別小口	口	—	—	(注9) 8,000			

(単位：万円)

保証の種類		保証限度額			有担保割引	
		個人又は会社	所定の組合等	一般…一般社団法人、一般財団法人 特定…特定会社 非営…特定非営利法人		
特 例 関 係	周辺地域整備関連	普通	20,000	40,000	—	○
		無担保	8,000	8,000	—	
		特別小口	2,000	2,000	—	
	下請振興関連	新事業開拓	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○
		流動資産担保	20,000	20,000	—	
	異分野連携新事業分野開拓関連	普通	20,000	40,000	—	
		無担保	8,000	8,000	—	
		特別小口	2,000	2,000	—	
		流動資産担保	20,000	20,000	—	
		新事業開拓	(注4) 40,000	(注4) 60,000	—	○
	特定研究開発等関連	海外投資関係	(注4) 40,000	(注4) 60,000	—	○
		普通	20,000	40,000	—	
		無担保	8,000	8,000	—	
		特別小口	2,000	2,000	—	
	地域産業資源活用事業関連	新事業開拓	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○
		流動資産担保	20,000	20,000	—	
		海外投資関係	(注4) 40,000	(注4) 60,000	—	○
		普通	20,000	40,000	—	
		無担保	8,000	8,000	—	
	地域産業資源活用支援関連	特別小口	2,000	2,000	—	
		普通	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○
	特定信用状関連	無担保	—	—	一般・非営(注11) 8,000	
		普通	20,000	40,000	—	○
	事業再生円滑化関連	普通	20,000	40,000	—	
		無担保	8,000	8,000	—	
		特別小口	2,000	2,000	—	
	事業再生計画実施関連	普通	20,000	40,000	—	
		無担保	8,000	8,000	—	
		特別小口	2,000	2,000	—	
	中小企業承継事業再生関連	普通	20,000	40,000	—	○
無担保		8,000	8,000	—		
特別小口		2,000	2,000	—		
農商工等連携事業関連	普通	20,000	40,000	—		
	無担保	8,000	8,000	—		
	特別小口	2,000	2,000	—		
	流動資産担保	20,000	20,000	—		
	新事業開拓	(注4) 40,000	(注4) 60,000	—	○	
農商工等連携支援関連	海外投資関係	(注4) 40,000	(注4) 60,000	—	○	
	普通	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○	
	無担保	—	—	一般・非営(注11) 8,000		
経営承継関連	普通	20,000	—	—	○	
	無担保	8,000	—	—		
	特別小口	2,000	—	—		
商店街活性化事業関連	普通	20,000	40,000	—		
	無担保	8,000	8,000	—		
	特別小口	2,000	2,000	—		
商店街活性化支援関連	普通	—	—	一般・非営(注11) 20,000	○	
	無担保	—	—	一般・非営(注11) 8,000		
東日本大震災復興緊急	普通	(注10) 20,000	(注10) 40,000	—		
	無担保	(注10) 8,000	(注10) 8,000	—		
	特別小口	2,000	2,000	—		
経営力向上関連	普通	20,000	40,000	—		
	無担保	8,000	8,000	—		
	特別小口	2,000	2,000	—		
	新事業開拓	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○	
	海外投資関係	(注4) 30,000	(注4) 60,000	—	○	
地域経済牽引事業関連	普通	20,000	20,000	非営 20,000		
	無担保	8,000	8,000	非営 8,000		
	特別小口	2,000	2,000	非営 2,000		

(単位：万円)

保証の種類		保証限度額				有担保割引	
		個人又は会社	所定の組合等	一般…一般社団法人、一般財団法人 特定…特定会社 非営…特定非営利法人			
特 例 関 係	地域経済牽引支援関連	普通	—	—	一般	20,000	○
		無担保	—	—	一般	8,000	
	危機関連	普通	(注10) 20,000	(注10) 40,000	—		
		無担保	(注10) 8,000	(注10) 8,000	—		
		特別小口	(注10) 2,000	(注10) 2,000	—		
	特定経営承継関連	普通	20,000	—	—		○
		無担保	8,000	—	—		
		特別小口	2,000	—	—		
	商店街活性化促進事業関連	普通	20,000	40,000	非営	20,000	
		無担保	8,000	8,000	非営	8,000	
		特別小口	2,000	2,000	非営	2,000	
	新技術等実証関連	普通	20,000	40,000	非営	20,000	
		無担保	8,000	8,000	非営	8,000	
		特別小口	2,000	2,000	非営	2,000	
	革新的データ産業活用関連	普通	20,000	40,000	非営	20,000	
		無担保	8,000	8,000	非営	8,000	
		特別小口	2,000	2,000	非営	2,000	
	先端設備等導入関連	普通	20,000	40,000	非営	20,000	
		無担保	8,000	8,000	非営	8,000	
		特別小口	2,000	2,000	非営	2,000	
情報処理支援関連	普通	—	—	一般	20,000	○	
	無担保	—	—	一般	8,000		
経営承継準備関連	普通	20,000	—	—		○	
	無担保	8,000	—	—			
	特別小口	2,000	—	—			
特定経営承継準備関連	普通	20,000	—	—		○	
	無担保	8,000	—	—			
技術等情報漏えい防止措置関連	普通	—	—	一般	20,000	○	
	無担保	—	—	一般	8,000		
その他	普通	—	—	特定	50,000		
	無担保	—	—	特定	10,000		

(注1) 普通保険（経営安定関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円（特定支払契約保険が成立していないときは、5億円）以下。

(注2) 普通保険（経営安定関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下。

(注3) 一般分を含みます。

(注4) 一般分、他の特例分を含みます。

(注5) 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係る普通保険の別枠限度枠は3億円。経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」（平成12年法律第136号）による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧6号」という。）に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円（ただし、経営安定関連（法第2条第5項各号（旧第6号を除く。））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。）。

(注6) 一般分（特定会社）及び中心市街地商業等活性化関連特例分（特定会社、一般社団法人、一般財団法人）を含みます。

(注7) 一般分、創業等関連分及び創業関連分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下。

(注8) 創業関連保証と再挑戦支援保証を合計して2,000万円以下。

(注9) 商工会、商工会議所等を中小企業者とみなす特例。

(注10) 経営安定関連保証、災害関係保証（東日本大震災に係るものに限る。）、危機関連保証との合計額が普通保険4億円（組合8億円）、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険4,000万円以下。

(注11) 特定非営利法人については中小企業者を除きます。

【注意事項】

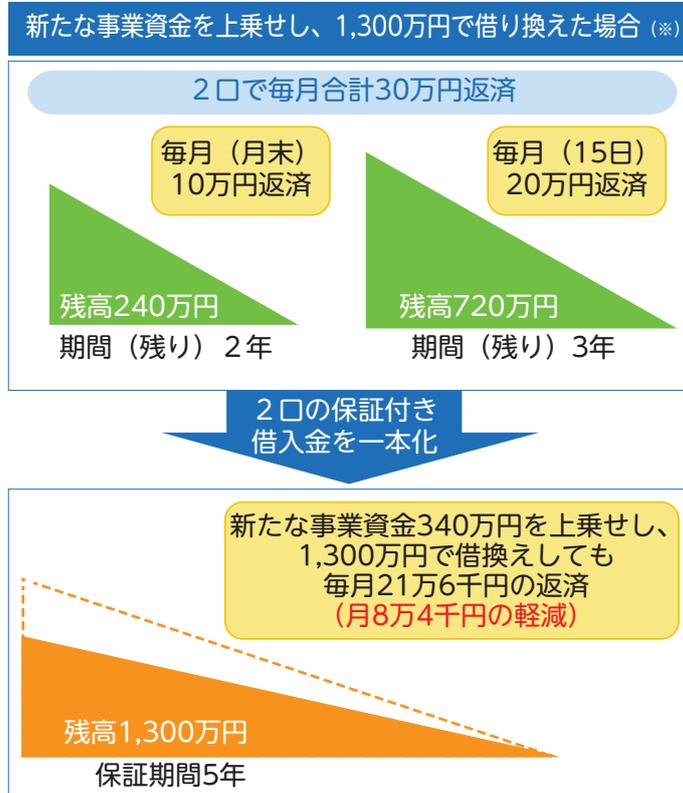
保証の諾否・金額は、保証申込される中小企業者の財務内容・収支状況等を審査のうえ決定しますので、必ずしも保証限度額まで保証をご利用になれるということではありません。

19 その他の保証制度

借換保証

保証付き借入金の借換えや複数の保証付き借入金の債務一本化を促すことにより、月々の返済額を軽減し、資金繰りを円滑化する制度です。

経営安定関連（セーフティネット）保証を利用して借り換える場合には、原則として本制度の利用により返済する保証付きの既往借入金の保証条件に比べて中小企業者に不利にならない保証条件とすることが必要とされています。



※借換え事例の一つであり、全ての申込みに適用されるものではありませんので、ご了承ください。

1. 保証限度額

●一般の保証を利用しての借換え

個人・会社等	2億8,000万円以内
組 合	4億8,000万円以内

（利用する保証制度の保証条件によります。）

●経営安定関連（セーフティネット）保証を利用しての借換え

個人・会社等	2億8,000万円以内
組 合	4億8,000万円以内

（一般の保証とは別枠）

2. 信用保証料率

●一般の保証を利用しての借換え

利用する保証制度の保証条件によります。

●経営安定関連（セーフティネット）保証を利用しての借換え

1～4号、6号	0.80%
5、7、8号	0.70% ※

※小口零細企業保証を利用した借換えの場合は、0.80%

（注）NPO法人や特別小口保険を利用する場合は上記と異なります。

3. 保証期間

●一般の保証を利用しての借換え

利用する保証制度の保証条件によります。

●経営安定関連（セーフティネット）保証を利用しての借換え

原則として10年以内（据置期間1年以内を含む。）

※原則として、責任共有対象の保証を責任共有対象外の保証で借り換えることはできません。

事業所及び担当区域のご案内



津山支所

〒708-8691
津山市大手町3番の4
TEL 0868-22-7276 FAX 0868-24-4471

担当区域

津山市、真庭市、美作市、
真庭郡、苫田郡、勝田郡、
英田郡、久米郡



倉敷支所

〒710-8691
倉敷市大島54番地2
TEL 086-425-3103 FAX 086-426-6763

担当区域

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、
高梁市、新見市、浅口市、
都窪郡、浅口郡、小田郡



本所

〒700-8732
岡山市北区野田二丁目12番23号
総務企画部 検査室
TEL 086-243-1121 FAX 086-244-3823
業務統括部
●業務統括課
TEL 086-243-1140 FAX 086-244-3807
●管理統括課
TEL 086-243-1123 FAX 086-244-3807
●創業・経営支援統括課
TEL 086-243-1124 FAX 086-244-3807

保証経営支援部

●保証事務課
●保証経営支援一課
●保証経営支援二課
TEL 086-243-1122 FAX 086-244-3896

担当区域

岡山市、玉野市、備前市、
瀬戸内市、赤磐市、和気郡、
加賀郡



【ご注意】

- 申込みに際しては、第三者の介入はお断りします。
- 金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する申込みはお断りします。
- 申込手続や債務返済などについてのご相談は、必ずご自身で行ってください。
- 反社会的勢力とは取引いたしません。

